

令和2年4月30日

発 言 者	発 言 要 旨
今野委員	県内でPCR検査を受けた後で職場に出勤していた例があるが、県では感染防止の観点からPCR検査を受けた方に対してどのような対応をしていくのか。
薬務・感染症対策室長	PCR検査を実施した際に本人に注意書き等を配布しているが、引き続き新型コロナウイルス感染症は身近な問題であるとともに社会的な影響を与えることについて注意喚起を強化していきたい。
今野委員	PCR検査の結果について、職場に連絡することについてはどのように考えているのか。
薬務・感染症対策室長	個人情報保護の観点から県から職場に連絡することは難しいと考える。
今野委員	軽症・無症状者向けの宿泊療養施設として、借り上げたホテルだけでなく県有施設を活用してはどうか。
医療政策課長	今後の感染拡大に備え、ホテル借上げによる宿泊療養施設を内陸地域に2か所、庄内地域に1か所設置することを考えており、必要に応じて県有施設の活用も考えていく。
今野委員	障がいのある方が新型コロナウイルスに感染した場合、借り上げたホテル等での受入れは可能なのか。また、精神障がいのある方等の受入れには専門的な知識が必要と考えるがどうか。
医療政策課長	障がいの有無に関わらず感染された方は医療機関で受け入れることになる。新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部（以下、「調整本部」という。）の設置にあたり、各地域の保健所や医療機関の意見を聞いたところ、障がいのある方の受入れに対して懸念する声もあり、そういった意見を念頭に調整本部の中でしっかりケアしていくこととしている。
今野委員	県境を越えて移動する者への啓発活動及び検温を実施している職員が軽装だった。職員の感染防止について、フェイスシールド等万全の予防策を講じる必要があるのではないか。
薬務・感染症対策室長	医療資機材が入手しにくい中、なるべく手に入りやすいものを利用して行ったものである。今後、より安全な体制で検査を実施できるよう工夫していきたい。
星川委員	対応する職員の装備についてきちんと予算をつけて対応するべきと考えるが、県の考えはどうか。
医療統括監	感染のリスクを鑑み、直接検温に対応する職員はフェイスシールドを、その周辺で業務にあたる職員はサージカルマスクを付けることとした。現場での話を聞

発 言 者	発 言 要 旨
星川委員	<p>いて再検討したい。</p> <p>海外での対応等を踏まえ、一層高い危機意識をもって対応にあたる必要があると考えるがどうか。</p>
医療統括監	<p>駅で防護服を着て検温する等の対応は過剰な反応と思われる可能性もあり、空港の検疫官がサージカルマスクやフェイスシールドで対応している例も参考に、直接対応する職員はフェイスシールド、周辺で作業する職員はサージカルマスクといった対応とした。担当する職員が不安を感じることなく業務にあたることができるよう対応を再検討したい。</p>
渡辺委員	<p>生活福祉資金についての相談、申請、認定の状況はどうか。</p>
地域福祉推進課長	<p>3月25日から受付を開始し、4月25日現在、相談件数は1,559件、申請件数は357件、貸付件数は270件、4,522万2,000円となっている。</p>
渡辺委員	<p>受付を行う県・市町村の社会福祉協議会の相談体制はどうか。</p>
地域福祉推進課長	<p>相談、申請件数の増加に伴い、県・市町村社会福祉協議会の業務量も増加している。今回の補正予算に計上している「生活福祉資金貸付事業費」は職員の雇用やチラシ作成等の事務費に充当できることとしており、必要な方に迅速に貸付ができる体制の整備を支援していく。</p>
渡辺委員	<p>今回の補正予算に計上している「新型コロナウイルス感染症緊急対策費」の主な内要はどのようなものか。</p>
健康福祉企画課長	<p>空床補償やホテル借上げ等の医療提供体制の確保に約55億5,000万円、医療資機材の整備に約2億4,000万円、県民の利便性を向上する一般相談用コールセンターの新設等に約1億7,000万円、PCR検査機器の設置に約8,000万円を計上している。</p>
渡辺委員	<p>空床補償は感染症指定医療機関等で感染者の入院用に整備した150床が対象となるのか。</p>
健康福祉企画課長	<p>そのとおりである。</p>
渡辺委員	<p>感染症指定医療機関である県立病院にも当然関わってくる。補償の金額は今回の補正額で足りるのか。</p>
県立病院課長	<p>空床確保による入院患者の減少や、新型コロナウイルス感染症患者の8割が軽症であることにより入院単価が低いこと等から大幅な減収が見込まれるが、日々状況は変化しており、現時点では予測できる段階ではない。</p>
渡辺委員	<p>空床確保による減収分は補償されなければならないが、県立病院以外の感染症</p>

発 言 者	発 言 要 旨
健康福祉企画課長	<p>指定医療機関や他の一般病院の減収分はどうか。また、空床以外の医療提供体制の確保に要する補償額を精査し、国に補償を要望していく必要があると考えるがどうか。</p> <p>空床への対応経費は国と県が1/2ずつ負担することとなっているが、他の一般病院も緊急でない手術を遅らせるなどにより患者数が減少している。医療機関の声を聞きながら、国に伝えていきたい。</p>
渡辺委員	<p>今後、感染が拡大した場合、保健所職員等の負担軽減や院内感染防止のため、相談センターを介さず、医療機関の判断でPCR検査を実施できる体制整備も必要と考えるが県の考えはどうか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>PCR検査は医師の判断で実施できるようになったが、感染の状況に応じて対応すべきと考えている。医療機関に十分な体制がないまま検査を開始すると、患者への感染を拡大する恐れがあるため、現段階では保健所で相談を受けて調整のうえ検査を実施する現行の体制を維持したいと考えている。</p>
小野委員	<p>軽症・無症状の患者を受け入れるための宿泊療養施設の全国及び本県の整備状況はどうか。</p>
医療政策課長	<p>4月27日現在、全国で1万2,090室整備されている。本県では今般の補正予算が可決後、3施設、221室を整備したいと考えている。</p>
小野委員	<p>3施設の設置場所はどのように考えているのか。</p>
医療政策課長	<p>現在準備中のため、補正予算が可決され、実際に患者を受け入れる体制が整った際に公表したい。</p>
小野委員	<p>今後どのように整備を進めるのか。また、いつまでに整備をする予定か。</p>
医療政策課長	<p>施設内の感染を防止するためのゾーニング、資機材やスタッフ体制の整備、スタッフの研修など感染予防策をしっかりと図ったうえで受入れが可能となるため、ある程度の時間は必要と考えている。明確な時期を示すことは難しいが、速やかに準備を進めたい。</p>
小野委員	<p>宿泊療養施設の整備を確実に実施するとともに、その整備計画があるということを県民にしっかりと情報発信してほしい。</p>
小野委員	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により県立新庄病院改築整備基本及び実施設計業務の履行期限が延長されたが、今後のスケジュールはどうなるのか。</p>
運営企画主幹	<p>県立新庄病院の改築整備については、現在、設計作業をしており、その後、建設工事の発注準備、建設工事、開院準備という工程になる。設計については履行期限延長となったが、現時点で概ね8割程度完了しているため、履行延期の原因となった技術担当者や建築資材各社の在宅勤務が長くなったとしても、延長後の</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>履行期限である7月末日までには完了する見込みである。発注準備や建設工事については標準的な期間を想定しており、建設工事完了は令和5年3月を見込んでいる。開院準備については、医療機器や備品等の搬送を効率的・計画的に行うことにより、今回の1か月の遅れは挽回できるものと考えている。開院は5年秋を目指すこととしており、現段階で変更はないと考えている。</p>
小野委員	<p>設計の段階で新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生したことに伴い、感染症受入施設の設置等、新庄病院の改築内容を変更する予定はあるのか。</p>
運営企画主幹	<p>新庄病院の感染症病床は現在2床であり、改築後2床増床し4床とする計画である。現在の県立病院の対応と同様に、一般病棟を専用病棟に切り替えていく方針で設計しており、まずは運用の中でこういった対応ができるのか検討したうえで、ハードの対応も必要であれば設計の変更も含めて今後検討していく。</p>
小野委員	<p>岩手県で感染者が発生していない理由を何か聞いているのか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>現在把握している情報では特段答弁できるものはない。</p>
小野委員	<p>県境を跨いで人の往来がある中、県内だけではなく隣県の状況も把握する必要があり、岩手県等隣県との情報交換も必要ではないか。</p>
医療統括監	<p>岩手県で水際対策を強力に実施したという話は聞いておらず、感染につながる事例がなかったということだと思われる。感染者が出ていないため濃厚接触者の調査を実施しておらず、また、PCR検査の件数が極端に少ないことは把握しているが、これらは結果論であり、感染者が発生していない理由についてきちんと分析された資料は持ち合わせていない。</p>
青木委員	<p>県境を越えて移動する者への啓発活動及び検温について、当初疑問視する報道も見受けられたが、他県でも取組みが広がっており、まずは対応する職員の安全確保を徹底してほしい。</p>
星川委員	<p>調整本部における感染症患者受入れの基本的な方針の概要はどのようなものか。</p>
医療政策課長	<p>フェーズ1（感染初期）では、感染が疑われる方やPCR検査で陽性となった方は、重症・中等症、軽症を問わず県立中央病院、公立置賜総合病院、日本海総合病院に入院し、軽症・無症状になった方は症状が落ち着いた段階で新庄病院や一般病院で受け入れることになる。</p> <p>フェーズ2（感染拡大期）になった場合、中央病院、公立置賜総合病院、日本海総合病院で重症・中等症の患者を、軽症・無症状の患者は新庄病院や一般病院で受入れ、これらの医療機関での対応が難しい場合に借り上げたホテルに移していくものである。</p>
星川委員	<p>フェーズ2に移行する可能性はあるのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
医療政策課長	現在、入院患者は20人でありフェーズ1といえる。今後、感染が拡大しフェーズ2に移行する場合、感染症指定医療機関以外の医療機関の協力も得ながら対応していくことになる。
星川委員	予断を許す状況ではないが、県民生活への影響を考えた場合に営業自粛等の解除に向けた検討も必要だと思うが、抗体検査はその判断に役立つのか。
薬務・感染症対策室長	抗体はウイルスが体内に入って免疫ができた際にできるものであり、ウイルスを保有しているかどうかの判断はできない。抗体を持っていても感染が継続している場合もあり、また、抗体を持っていれば感染しないということでもない。
星川委員	営業自粛等解除の目途をどのように考えているのか。
健康福祉部長	感染者が出ない状況が続いても県外から感染者が来県することで感染が拡大する可能性もあり、大変難しい判断である。専門家の意見も聞きながら山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部において判断することになる。
相田副委員長	調整本部においてフェーズ1からフェーズ2に移行する基準は何か。
薬務・感染症対策室長	明確な基準はないが、中等症以上の患者を受け入れる感染症指定医療機関で準備している病床の半分が埋まった段階が考えられる。
相田副委員長	各地域の感染症発生の状況等から県内でも感染に対する危機意識に温度差があり、感染症患者受入れの基準があることは県民が安心する材料になると思うので、ある程度の基準をもっておく必要があると考えるがどうか。
医療統括監	今年4月上旬に感染者が増加し、入院患者数が感染症指定医療機関の受入可能人数の半分程度となった際、緊張感が高まり、一般病院等での軽症患者の受入れについて協議・調整が行われた。感染者受入れの基本的な方針はこのような調整を追認するもので、調整本部において体系的に行うこととしたものである。